

LPガス取引適正化・料金透明化に向けた取引宣言

1. 過大な営業行為の制限

- ① 正常な商慣行を超えた利益供与は致しません。
- ② LPガス事業者の切り替えを制限するような条件付きの契約締結は行いません。

2. 三部料金制の徹底

- ① 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）を導入します。
- ② LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上は行いません。
- ③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備についても計上は行いません。

3. LPガス料金等の情報提供

- ① 入居者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介事業者を通じてLPガス料金を提示するよう努めます。
- ② 入居希望者から直接要請があった場合は、LPガス料金等の情報を提供します。

令和7年1月
福島日石株式会社